

政策評価部会・分科会の流れ（案） ～平成24年度政策評価・施策評価～

県から宮城県行政評価委員会への諮問（5月30日）

・県から宮城県行政評価委員会へ諮問がなされます。
諮問は「政策評価・施策評価基本票（県の評価原案）」の内容が妥当かどうかをお諮りするものです。

第1回部会開催（6月1日）

・県からの諮問内容を審議いただくための説明等を行います。
・部会長から各分科会所属委員の指名を行います。
・評価スケジュール、部会・分科会の進め方、審議事項・ポイント等について御説明します。
・部会后、分科会審議に向けて、関係する「基本票（県の評価原案）」に目をお通しください。
・疑問点等があれば、事務局に御連絡ください。
・分科会審議を効率的に進めるため、対面審議項目の事前抽出を行います。
各分科会担当委員には、分科会前々日の午後3時までに、「対面審議項目の事前抽出」（別紙1）を提出いただきます。また、原則として、分科会前々日までに「要質疑事項」（別紙2）を提出いただきます。

分科会開催（6月4日～19日）

・3つの分科会を各4～5回開催します。
・分科会においては、
「政策（施策）の成果」について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか。
「政策（施策）を推進する上での課題と対応方針」について、課題は「政策（施策）の成果」等を踏まえた確に把握されているか、また対応方針は課題に即して具体的に記載されているか。
の観点から基本票（県の評価原案）を審議いただき、判定及び判定理由等を分科会ごとにまとめていただきます。

－ 1 論点整理（出席者：各分科会担当委員・事務局，進行役：分科会長）

・分科会における質疑応答前に、事前の論点整理を行っていただきます。
・分科会長の進行により、各委員から提出された「要質疑事項」及び県の「要質疑事項回答」（別紙3）をもとに、分科会で質疑する事項（判定に必要となる論点、質問等）をまとめていただきます。

－ 2 質疑応答（出席者：各分科会担当委員・関係各課・事務局，進行役：分科会長）

・事前の論点整理の結果をもとに質疑をしていただきます。
・進行イメージとしては、1政策を1サイクルとして、事務局説明 - 施策評価の質疑応答：施策担当課説明 - 質疑・回答 - (残りの構成施策に係る説明 - 質疑・回答を繰り返す) - 政策評価の質疑応答：政策担当課説明 - 質疑・回答、となります。
・宮城県震災復興計画関連施策の施策評価については、1施策30分程度で実施します。
・宮城の将来ビジョン関連施策の施策評価については、対面審議項目の事前抽出状況に応じて、1施策20分程度、10分程度または0分（0分は対面審議を行わない場合）で実施します。
・政策評価については、8分程度または0分（0分は対面審議を行わない場合）で実施します。

－ 3 判定及び判定理由等の決定（出席者：各分科会担当委員、事務局、進行役：分科会長）

・分科会における質疑応答後に、判定及び判定理由等を集約し、分科会ごとに「審議結果報告書」（別紙4-1、別紙4-2）を作成していただきます。
・分科会長の進行により、質疑応答結果を踏まえて、「基本票（県の評価原案）」の妥当性等についての各委員の意見を出していただきます。その意見を分科会として集約し、判定及び判定理由等を決定してください。その際、委員間で相反するようない意見が出された場合は、分科会長のものと調整を行ってください。

<分科会共通>

・審議・判定方法等に疑問等が生じた際は、必要に応じ事務局から補足説明等を行います。
・委員間での意見調整・集約に当たり、メモ書き用として「意見整理票」（別紙5）を御活用ください。

答申案とりまとめ（6月下旬～7月上旬）

・各分科会から提出された「審議結果報告書」をもとに「答申案」を作成します。「答申案」を事務局から各委員に送付しますので、御確認願います。
・部会審議により分科会間の調整が必要と思われる事項があれば、事務局へ御連絡ください。

第2回部会開催（7月13日）

・各分科会長からの分科会報告、答申案についての審議（分科会間の調整等）を行い、部会として答申内容を決定していただきます（部会の議決をもって委員会の議決となります。）。

宮城県行政評価委員会から県への答申（7月下旬）

・部会長から知事へ答申書を渡していただきます。

対面審議項目の事前抽出(案)

別紙 1

平成24年度政策評価・施策評価 評価状況一覧表【評価結果】

第1分科会第3回(6月15日(金))

※ 対面審議を行う政策・施策について、該当する「対面審議」欄に「○」を記入し、6月13日(水)午後3時まで提出してください。宮城の将来ビジョンの体系

政策番号	政策名	評価原案 政策の成果	※対面審議	施策番号	施策名	評価原案 施策の成果	※対面審議	目標指標等		県民意識調査 (H23.1月調査)		施策を構成する事業													
								名称	達成度	重視度 やや重要	満足度 やや満足	事業区分	事業数	事業分析			H23決算 (見込)額 (百万円)	参考 H22決算額 (百万円)							
														【有効性】											
政策推進の基本方向 1 富県宮城の実現 ~ 県内総生産 10兆円への挑戦 ~																									
1	育成・勝数による県内製造業の集積促進	概ね順調	○		1	地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興	概ね順調	製造品出荷額等(食料品製造業を除く)	B	70.3%	49.2%	ビジョン	15	11	4	0	1,385	590							
								製造品出荷額等(高度電子機械産業分)	C																
								製造品出荷額等(自動車産業分)	C																
								企業立地(食品関連産業等を除く)件数(うち高度電子機械産業、自動車関連産業及びグリーンエネルギー産業)	C																
								企業集積等による雇用機会の創出数	B																
								産業技術総合センターによる技術改善支援件数	A																
								産学官連携数	A																
								知的財産の支援(特許流通成約)件数	B																
								製造品出荷額等(食料品製造業)	B																
1事業所当たり粗付加価値額(食料品製造業)	B																								
企業立地件数(食品関連産業等)	A																								
3	地域経済を支える農林水産業の競争力強化	概ね順調	○		6	競争力ある農林水産業への転換	概ね順調	農業産出額	C	61.7%	36.4%	ビジョン	31	14	17	0	4,962	4,890							
								水田の不作付地面積	B																
								新規需要米(米粉用米、飼料用米)の作付面積	B																
								園芸作物産出額	C																
								アグリビジネス経営体数	B																
								林業産出額	C																
								優良みやぎ材の出荷量	A																
								漁業生産額	B																
								主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜)における水揚げ金額	B																
								水産加工品出荷額	B																
								学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合	B																
								県内木材需要に占める県産材シェア	A																
環境保全型農業栽培面積	B																								
みやぎ食の安全安心取組宣言者数	A																								
5	産業競争力の強化に向けた条件整備	概ね順調	○		10	産業活動の基盤となる人材の育成・確保	概ね順調	ライフステージに応じた基幹プログラムの推進数	A	62.1%	34.1%	ビジョン	16	6	10	0	199	244							
								県が関与する高度人材養成事業の受講者数	A																
								基幹産業関連公共職業訓練の修了者数	A																
								県立高等学校生徒のインターンシップ参加人数	B																
								第一次産業における新規就業者数	B																
								創業や経営革新の支援件数	B																
								農業経営改善計画の認定数(認定農業者数)	C																
								集落営農数	A																
								仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量	A																
								仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き)	A																
								仙台空港利用者数	C																
								仙台空港国際線利用者数	A																
高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合	A																								

○「評価原案 政策の成果」「評価原案 施策の成果」は、本表に掲載している目標指標等の達成状況、施策を構成する事業の状況、県民意識調査結果の他、社会経済情勢等を踏まえて、「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」の4区分により、総合的に評価しています。

○目標指標等の達成度の区分は、次のとおりです。
 A: 目標値を達成している。 B: 目標値は達成していないが、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している、又は現状維持している。
 C: 目標値を達成しておらず、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に推移している。 N(判定不能): 現況値が把握できず、判定できない。

○県民意識調査結果は、平成23年1月に実施した調査の結果です。この一覧表では、県民の関心の程度を概略的に把握するため、施策に対する重視の割合(「重要」「やや重要」の合計)、及び施策の満足度(「満足」「やや満足」の合計)を掲載しています。

○事業区分は、次のとおりです。
 ビジョン: 宮城の将来ビジョン推進事業(宮城県震災復興推進事業と共通する事業を含む)
 関連震災: 取組に関連する宮城県震災復興推進事業

○施策を構成する事業の「事業数」及び「決算(見込)額」は、再掲事業を含みます。

○施策を構成する事業の【有効性】の分析は、「事業の成果はあったか」、「施策の目的の実現に貢献したか」という視点で行い、「成果があった」、「ある程度成果があった」、「成果がなかった」の3区分から、該当するものを選択しています。

新

別紙 2

平成24年度宮城県行政評価委員会政策評価部会分科会 要質疑事項（案）

委員御氏名： _____

原則として分科会前々日(月 日())までに、
宮城県行政評価委員会事務局(宮城県震災復興政策課行政評価班)に御提出願います。
FAX: 022 - 211 - 2493 E-mail: seisakug@pref.miyagi.jp

分科会	審議対象		要質疑事項	
			対面による回答を必要としない質疑事項については、該当する質疑事項の末尾に“(x)”と付記願います。	
第1分科会・第 回 / 月 日 ()	政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進	施策1	地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興	
		施策2	産学官の連携による高度技術産業の集積促進	
		施策3	豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興	
		政策全体		
	政策2 観光資源・知的資産を活用した商業・サービス産業の強化	施策4	高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興	
		施策5	地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現	
		政策全体		



平成 22 年度宮城県行政評価委員会政策評価部会分科会 要質疑事項

委員御氏名： _____

分科会前々日(月 日())までに、宮城県行政評価委員会事務局(宮城県政策課行政評価班)に御提出願います。
FAX:022-211-2493 E-mail:seisakug@pref.miyagi.jp

分科会	審議対象		要質疑事項	
第1分科会・第 回 / 月 日 ()	政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進	施策1	地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興	
		施策2	産学官の連携による高度技術産業の集積促進	
		施策3	豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興	
		政策全体		
	政策2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化	施策4	高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興	
		施策5	地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現	
		政策全体		

平成 24 年度宮城県行政評価委員会政策評価部会分科会 要質疑事項回答（案）

政策・施策番号及び担当課室名：政策 - 施策 _____ 課室 _____

回答は分科会前日（月 日（ ））までに、
 宮城県行政評価委員会事務局（宮城県震災復興政策課行政評価班）に提出願います。
 FAX：022 - 211 - 2493 E-mail：seisakug@pref.miyagi.jp

分科会	審議対象	回答
		質疑事項が提出された政策・施策の関係課室が、分科会に出席し回答する場合には、本回答用紙への回答の記載を不要とします。
第1分科会・第 回 / 月 日（ ）	政策 1 育成・誘致による県内製造業の集積促進	施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業（製造業）の振興
		施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進
		施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興
		政策全体
	政策 2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化	施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興
		施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現
		政策全体

平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書(案)
【政策評価】

Table with 2 columns: Policy/Measure and Evaluation Status. Policy 1: 20 circles, (県の評価原案:概ね順調). Measure 1: 20 circles, (県の評価原案:順調). Measure 2: 20 circles, (県の評価原案:〇〇). Measure 3: 20 circles, (県の評価原案:〇〇).

〇〇分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

Table with 3 columns: 適切 (circled), 概ね適切, 要検討

【判定理由】

■判定が「適切」の場合

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

■判定が「概ね適切」の場合

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・(例)構成施策〇の成果の状況について、「概ね順調」と評価した主たる要因である目標指標等の達成状況に係る記載がない。

■判定が「要検討」の場合

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・(例)構成施策の多くについて成果が「やや遅れている」としているにもかかわらず、政策の成果を「概ね順調」と評価した理由が明確に示されていない。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ あり (circled)】

・(例)県が示す課題〇〇について、内容が分かりにくい部分があるので、◇◇の点について補足する必要があると考える。

・(例)県が示す□□における課題と対応方針について、△△の理由から◇◇を課題としてとらえ、具体的な対策を示す必要があることから、内容を修正する必要があると考える。

※ 県が示す原案に対して意見がない場合には空欄

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書
【政策評価】

Table with 2 columns: Policy/Strategy and Evaluation Status. Policy 1: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (県の評価原案:概ね順調). Strategy 1: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (県の評価原案:順調). Strategy 2: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (県の評価原案:〇〇). Strategy 3: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (県の評価原案:〇〇).

〇〇分科会

〇県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

Table with 3 columns: 適切 (circled), 概ね適切, 要検討

【判定理由】
■判定が「適切」の場合
評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。
■判定が「概ね適切」の場合
評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。
・(例)構成施策〇の成果の状況について、「概ね順調」と評価した主たる要因である目標指標等の達成状況に係る記載がない。
■判定が「要検討」の場合
評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。
・(例)構成施策の多くについて成果(進捗状況)が「やや遅れている」としているにもかかわらず、政策の成果(進捗状況)を「概ね順調」と評価した理由が明確に示されていない。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

〇県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

Table with 3 columns: 適切 (circled), 概ね適切, 要検討

【判定理由】
■判定が「適切」の場合
内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。
■判定が「概ね適切」の場合
内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。
・(例)県が示す課題〇〇について、内容が分かりにくい部分があるので、◇◇の点について補足する必要があると考える。
■判定が「要検討」の場合
内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。
・(例)△△の理由から、□□分野における◇◇を課題としてとらえる必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書(案)
【施策評価】

政策1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:順調)

施策2 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:○○)

施策3 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:○○)

○○分科会

県の評価「施策の成果」に対する判定

Table with 3 columns: 適切, 概ね適切, 要検討

【判定理由】

■判定が「適切」の場合

評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

■判定が「概ね適切」の場合

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・(例)目標指標等の達成状況について、施策の成果を「順調」とした評価理由が明確となるよう、記載内容の検討が必要である。

■判定が「要検討」の場合

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・(例)目標指標等の達成状況について所期の成果が得られなかったとしているにもかかわらず、施策の成果を「順調」と評価した理由が明確に示されていない。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない : ある】

・(例)県が示す課題○○について、内容が分かりにくい部分があるので、◇◇の点について補足する必要があると考える。

・(例)県が示す□□における課題と対応方針について、△△の理由から◇◇を課題としてとらえ、具体的な対策を示す必要があることから、内容を修正する必要があると考える。

※ 県が示す原案に対して意見がない場合には空欄

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成 2 2 年度政策評価部会分科会 審議結果報告書
【施策評価】

政策1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:順調)

施策2 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:〇〇)

施策3 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:〇〇)

〇〇分科会

県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

Table with 3 columns: 適切, 概ね適切, 要検討

【判定理由】

■判定が「適切」の場合

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

■判定が「概ね適切」の場合

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・(例)目標指標等の達成状況について、施策の成果(進捗状況)を「順調」とした評価理由が明確となるよう、記載内容の検討が必要である。

■判定が「要検討」の場合

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・(例)目標指標等の達成状況について所期の成果が得られなかったとしているにもかかわらず、施策の成果(進捗状況)を「順調」と評価した理由が明確に示されていない。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

県「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

Table with 3 columns: 適切, 概ね適切, 要検討

【判定理由】

■判定が「適切」の場合

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

■判定が「概ね適切」の場合

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・(例)県が示す課題〇〇について、内容が分かりにくい部分があるので、◇◇の点について補足する必要があると考える。

■判定が「要検討」の場合

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

・(例)△△の理由から、□□分野における◇◇を課題としてとらえる必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成24年度政策評価部会分科会 意見整理票(案)

第 分科会 (平成 年 月 日()開催/第 回)

[政策○] 施策○:○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

時期		内 容
質疑 応答前	I 事前の 論点整理	
質疑 応答時	II 調査審議	
質疑 応答後	III 判定・判定理由等の決定	[「政策・施策の成果」の評価に係る判定・判定理由]
		[「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」に係る意見]

平成22年度政策評価部会分科会 意見整理票

第 分科会 (平成 年 月 日()開催/第 回)

[政策○] 施策○:○○

時期	内 容	
分科会前	Ⅰ 事前の論点整理	
分科会時	Ⅱ 調査審議	
分科会后	Ⅲ 判定・判定理由の決定	[「政策・施策の成果(進捗状況)」の評価に係る判定・判定理由]
		[「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」に係る判定・判定意見]